

業務委託契約書（案）

1 委託業務の名称 三重県立看護大学無線LANネットワーク機器更新整備
業務委託

2 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
(機器リース期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)

3 契約金額 金 円
(内消費税及び地方消費税額 円)

契約金額内訳
機器リース費用 金 円
機器設置費用、
設置時設定費用及び
既存品撤去（廃棄含）費用 金 円

4 契約保証金 金 円（又は免除）

委託者「公立大学法人三重県立看護大学」（以下「甲」という。）と受託者「
」（以下「乙」という。）との間において、上記業務委託について契約を締結し、公立
大学法人三重県立看護大学財務会計規則（平成21年規程第41号。以下「規則」と
いう。）及び次の条件によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ
1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 片 田 範 子 印

(乙) 住 所 (所在地)

氏 名 印

(名称及び代表者名)

(総 則)

- 第1条 甲は、別添仕様書（付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）により三重県立看護大学無線LANネットワーク機器更新整備業務委託（以下「委託業務」という。）の実施を上記の契約金額、契約期間をもって乙に委託するものとする。
- 2 前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。
- 3 本契約、仕様書等にいう成果品等の所有権及び著作権等は、すべて甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、規則第27条に基づき、経理責任者が出納責任者に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

- 第3条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(再委託の制限)

- 第4条 乙は、甲の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、乙が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

(個人情報の保護)

- 第5条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(委託業務の調査等)

- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(貸与品)

第7条 甲は、乙が委託業務を履行するために必要なデータ、その他の資料等（以下「貸与品」という。）を乙に貸与するものとする。

- 2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲へ受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する貸与品を機密情報として取り扱い、委託業務以外の目的に利用することなく、契約終了時まで善良な管理者の注意をもって保管し、契約終了時に甲に返還するものとする。ただし、甲の承認又は指示があったものについては、この限りでない。
- 4 乙は、自己の故意又は過失により貸与品を滅失若しくはき損し、又は返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、若しくは契約期間を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第9条 乙は、乙の責に帰することができない理由により令和7年4月1日までに無線LANネットワーク機器の設置及び無線LANネットワークの通常稼働の開始ができないおそれがあるときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して申し出、甲乙協議するものとする。

(実施責任者の設置)

第10条 乙は、委託業務の履行に関する責任者（以下「実施責任者」という。）として、相当程度以上の能力及び経験を有する者を選定し、甲に書面で報告するものとする。

(検査及び引き渡し)

第11条 乙は、無線LANネットワーク機器更新整備が完了し、無線LANネットワークの通常稼働が開始できる状態となったときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する報告があったときは、乙の立ち会いのもと10日以内に検査を行うものとする。

- 3 前項の規定に基づく検査の結果、修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。なお、乙は、この再検査を理由に契約期間の延長、契約金額の増額等を甲に求めることはできない。
- 4 甲は、第2項の規定に基づく検査又は前項の規定に基づく再検査によって完了を確認したときは、書面をもって乙に通知するものとする。
- 5 第2項及び第3項に規定する検査及び再検査に要する時間は、すべて契約期間に含むものとする。
- 6 第2項及び第3項に規定する検査及び再検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責に帰する事由により、令和7年10月1日までに賃貸借が開始できない場合は、遅延日数に応じ未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を違約金として支払うものとする。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
- (1) その責に帰すべき理由により、納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第11条第1項の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと甲が認めたとき。
 - (3) 前二号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
 - (5) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該物品の契約代金相当額を乙に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る。）にあっては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により契約が解除された場合
- (2) 乙がこの契約の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき理由によって乙の契約の履行が不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により物品を納入することが不可能となったとき。
- (2) 甲の責に帰すべき理由により、物品を納入することが不可能となったとき。

2 第13条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第16条 第13条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第14条第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(業務委託料の支払)

第17条 機器設置費用、設置時設定費用及び既存品撤去(廃棄含)費用については作業完了報告(マニフェストを含む)を行い、本学の検査終了後、請求を行うこととする。機器リース費用については、賃貸借開始から月払いとし、乙は甲に対し書面により請求するものとする。

なお、月額は 円(うち消費税及び地方消費税額 円)とする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して代金を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(不当介入に対する措置)

第18条 乙は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- (3) 甲に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。

(紛争または疑義等の解決)

第19条 この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、甲、乙信義誠実の原則に従い協議のうえ、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(補則)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例第13条、第68条、第69条及び第72条の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由

- 五 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - 七 再委託先の相手方の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第8条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収

集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報
を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人
情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソ
フトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実
に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及
び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなけれ
ばならない。

(点検の実施)

第10条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人
情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第11条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要
な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検
査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、
乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示を
することができる。

(事故発生時の対応)

第12条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し
た場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事
故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、
甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能
な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければ
ならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務
の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対し
て、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったこと
により、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償し
なければならない。